

■議案第54号 四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

パートタイム会計年度任用職員についても懲戒の対象となるため、その場合の基礎については、報酬の額であることを加えます。

基礎となる報酬については、通勤手当に相当する額及び時間外勤務手当に相当する額を除いた額（常勤職員の給料に相当する額）とします。

【新旧対照表】

四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成 18 年四万十町条例第 26 号)	
改正後	改正前
(減給の効果) 第 4 条 減給は、1 日以上 6 か月以下の期間、給料の月額(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号）第 16 条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第 24 条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。)) の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第 4 条 減給は、1 日以上 6 か月以下の期間、給料の月額の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

【根拠法令等】

地方公務員法（抜粋）

(懲戒) 第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。 (1) この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
--

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2・3 (略)

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

その他、「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照